

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例				
条 例 番 号	昭和60年神奈川県条例第36号	法 規 集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	浄化槽法第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るために必要な事項を定めている。				
検      討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	浄化槽の保守点検は高度の専門的知識を要する業務であることから、浄化槽保守点検業者の登録の制度を設けることが適当であり、浄化槽法により、登録制度を設ける場合には条例で必要な事項を定めることとされていることから、現在でも必要な条例である。			
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、浄化槽保守点検業者の水準を維持する上で有効なものとなっているが、令和元年6月の浄化槽法改正に伴い条例に定める事項が追加されたため、当該事項の追加が必要である。			浄化槽保守点検 業者登録業者数  H30 201 H29 212 H28 221
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、いずれも明確であり、効率的なものである。			
	基本方針適 合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「かながわランドデザイン」の主要施策の政策分野の「まちづくり」の施策体系に適合している。			
	適法性  （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	浄化槽法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等  浄化槽法の一部改正に伴い、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」に関する条項が追加されたことから、条例の改正及びその運用の改善等を検討する必要がある。		